枚 方 小 学 校 いじめ防 止 基 本 方 針

令和2年5月 | 日更新

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、絶対に許されない行為である。

枚 方 小 学 校 は、児 童 一 人 一 人 を 大 切 にし、自 己 肯 定 感 や 自 己 有 用 感 を 育 み、児 童 が 集 団 の 一 員 としての 自 覚 と 自 信 を 身 に つけることが できる 学 校 づくりに 取 りくむ。 そうし た 中 で、児 童 に 「 いじめをしてはならない」と言う気 持 ちを 醸 成 させ、いじめのない 学 校 を 目 指 すものである。

1. いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等がおこなう心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』(いじめ防止対策推進法第 2 条より)

2. いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止のための役割を担うこととする。

《構成》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主担、学年主任、養護教諭

※重大事案発生時等、協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

《役割》

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成と取り組みの実施、進捗状況の確認。
- ・学校自己診断等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ②いじめに対する措置・いじめ事案への対応
 - ・いじめがあった場 合、あるいはいじめの疑 いがある場 合 の相 談、通 報 の窓 口となる。
 - ・正確な事実を収集、把握し記録する。
 - ・全職員への情報の共有を図る。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対応を 決定する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関との連携をはかる。
 - ・保護者への連絡・連携などの対応の決定と組織的な取り組みへの調整。
 - ・問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の被害・加害児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・学校基本方針が枚方小学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて 見直す。

3. いじめ防止のための具体的な取り組み

《未然防止のための取り組み》

- ・児童の関わりを大切にし、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、互いに認め合い、成長していく学級づくりを進める。また、いじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会を積極的に作っていく。
- ・児童の活動や努力を認め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、自己有用感や、自己肯定感を育むような授業づくりや集団づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成をはかる。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ・情報モラル教育を推進し、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・PTA 等の会合において、いじめについての方針や情報を提供するとともに、保護者、地域へ学校を積極的に公開し、連携を進める。

《早期発見のための取り組み》

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の変化やシグナルを見逃さないよう「枚方市生徒指導マニュアル」にあるチェックシート等を活用し、教職員間で情報の共有に努める。
- ·アンケート調査を学期に I 回以上実施し、児童の思いや実態の把握に努める。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・すこやかダイヤル等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

《いじめに対する措置》

- ・いじめの発見、通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に役割分担を行い、組織的に対応する。必ず時系列で記録する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で、児童の安全を確保するとともに、状況や心情を聞き取り、児童の状態にあわせた継続的な心のケアを行う。
- ・加害児童には当該児童の人格の成長を考慮し、教育的配慮のもとに毅然とした態度で指導するとともに、状況や心情を聞き取り、継続的に再発防止に向けた指導および支援を行う。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・教 職 員 全 員 の共 通 理 解、保 護 者 の協 力、関 係 機 関・専 門 機 関 との連 携 の元、これら の対 応 に取りくむ。
- ・ネット上のいじめについては、必要に応じ得て警察署や法務局等とも連携して行う。

《重大事態への対応》

①発生時の報告

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告する。

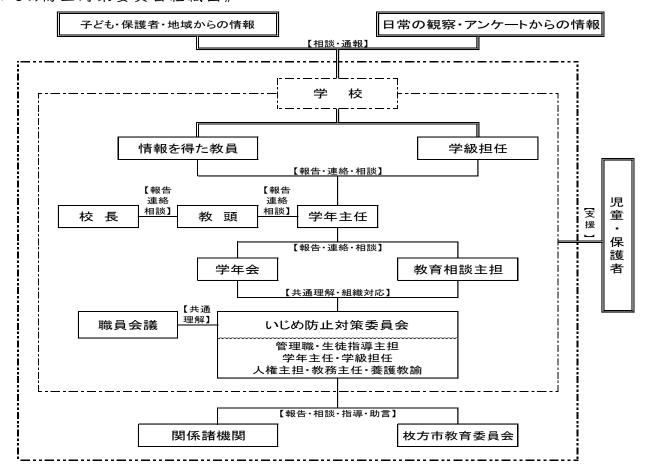
②調査·報告

学校が主体となって調査を行う場合は、緊急『いじめ対策委員会』を開催し、直ちに調査を行い、時系列で記録した結果を教育委員会に報告する。

③児童・保護者への報告

被害児童・保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を時系列で記録し適宜、適切に報告する。

《いじめ防止対策委員会組織図》



《いじめ防止対策年間計画》(令和2年度は行事等大きく変更する予定です)

	教職員の取り組み	児童の活動	保護者・ 地域との連携等
通年	・分かる授業の充実・道徳教育、体験活動の充実・学校便り、学年便りの発刊・小中連携企画委員会	・児 童集 会 ・児 童 会 活 動 ・委 員 会・クラブ活 動 ・心 の教 室 相 談	·学校だよりの配布 ·PTA、地域会合 ·心の教室相談
4 月	・挨拶運動 ・いじめ基本方針の検討・確認 ・地区児童会集団下校	・相談窓口の周知 ・学年開き、学級開き ・学級ルール作り ・地区児童会集団下校	・相談窓口の周知 ・挨拶運動
5 月	· 人 権 支 援 全 体 会 · 小 中 生 徒 指 導 連 絡 会	一	
6 月	・いじめアンケート	・いじめアンケート ・中 学 校 体 験	
7 月	・個 人 懇 談 会 ・挨 拶 運 動 ・地 区 夜 間 パトロール		・個 人 懇 談 会 ・挨 拶 運 動 ・夜 間 パトロール
8 月	・地区児童会集団下校 ・人権支援全体会	・地 区 児 童 会 集 団 下 校	
9 月	·挨 拶 運 動 ·校 内 研 修		・挨 拶 運 動
IO 月	・園 訪 問 ・枚 小 祭 り	・幼 小 交 流	・枚小まつり
月	・枚 小フェスティバル ・園 訪 問 ・いじめアンケート	・枚 小 フェスティバル ・いじめアンケート	· 学校自己診断
I 2 月	·個人懇談会 ·挨拶運動	・中学校クラブ見学	· 個 人 懇 談 会 · 挨 拶 運 動
I 月	•挨拶運動	・幼 小 交 流	·挨拶運動 ·地域教育懇親会
2 月	・人 権 支 援 全 体・いじめアンケート	・いじめアンケート ・幼 小 給 食 交 流	
3	・挨拶運動 ・地区児童会集団下校 ・いじめ基本方針の見直し	・地区児童会集団下校 ・送る会 ・卒業証書授与式	・挨 拶 運 動